

## 令和2年矢巾町議会定例会11月会議目次

議案目次	1
第1号(11月27日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○請願・陳情の審査報告	5
2 請願第3号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」 の実現を求めることについての請願	5
○発議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例について	10
○議案第82号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条 例について	11
○議案第83号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につい て	12
○議案第84号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算(第8号)について	14
○議案第85号 令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算(第2号)について	16
○議案第86号 令和2年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第2号)について	18
○散会	19
○署名	21

# 議 案 目 次

令和 2 年矢巾町議会定例会 1 1 月会議

1. 請願・陳情の審査報告
  - 2 請願第 3 号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求めることについての請願
2. 発議案第 6 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
3. 議案第 8 2 号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
4. 議案第 8 3 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
5. 議案第 8 4 号 令和 2 年度矢巾町一般会計補正予算（第 8 号）について
6. 議案第 8 5 号 令和 2 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
7. 議案第 8 6 号 令和 2 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について



## 令和2年矢巾町議会定例会11月会議議事日程

令和2年11月27日（金）午前10時開議

### 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 請願・陳情の審査報告
  - 2 請願第3号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求めることについての請願
- 第 4 発議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第82号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第83号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第84号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について
- 第 8 議案第85号 令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 9 議案第86号 令和2年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 出席議員（18名）

1 番	藤 原 信 悦 議員	2 番	吉 田 喜 博 議員
3 番	小笠原 佳 子 議員	4 番	谷 上 知 子 議員
5 番	村 松 信 一 議員	6 番	廣 田 清 実 議員
7 番	高 橋 安 子 議員	8 番	水 本 淳 一 議員
9 番	赤 丸 秀 雄 議員	10 番	昆 秀 一 議員
11 番	藤 原 梅 昭 議員	12 番	長谷川 和 男 議員
13 番	川 村 よし子 議員	14 番	小 川 文 子 議員

15番 山崎道夫 議員

16番 廣田光男 議員

17番 高橋七郎 議員

18番 藤原由巳 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長 高橋昌造 君

副町長 水本良則 君

総務課長  
兼防災安全課長  
藤原道明 君

企画財政課長  
兼未来戦略課長  
吉岡律司 君

上下水道課長 浅沼 亨 君

職務のために出席した職員

議会事務局長 野中伸悦 君

議会事務局長  
補 佐 川村清一 君

係 長 佐々木睦子 君

---

午前10時00分 開議

○議長（藤原由巳議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから令和2年矢巾町議会定例会を再開します。

これより11月会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（藤原由巳議員） 本日の日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原由巳議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

13番 川 村 よし子 議員

14番 小 川 文 子 議員

15番 山 崎 道 夫 議員

の3名を指名します。

---

#### 日程第2 会議期間の決定

○議長（藤原由巳議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の11月会議の会議期間は、11月20日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） ご異議なしと認めます。

よって、11月会議の期間は、本日1日と決定しました。

---

#### 日程第3 請願・陳情の審査報告

2 請願第3号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる  
少人数学級」の実現を求めることについての請願

○議長（藤原由巳議員） 日程第3、請願・陳情の審査報告を議題とします。

教育民生常任委員会に付託しておりました2請願第3号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求めることについての請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

9番、赤丸秀雄議員。

（教育民生常任委員長 赤丸秀雄議員 登壇）

○教育民生常任委員長（赤丸秀雄議員） 審査報告書を読み上げまして報告といたします。

令和2年11月27日、矢巾町議会議長、藤原由巳様。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、赤丸秀雄。請願審査報告書。本委員会が令和2年矢巾町議会定例会9月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。記。1、付議事件名。2請願第3号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求めることについての請願。請願者、岩手県盛岡市本町通一丁目10の35、少人数学級を実現する岩手の会、代表、田代高章。紹介議員、山崎道夫、小川文子。

2、委員会開催年月日。令和2年10月16日金曜日と令和2年11月10日火曜日。

3、出席委員。赤丸秀雄、川村よし子、吉田喜博、村松信一、廣田清実、廣田光男。

4、審査経過。2請願第3号の請願趣旨の内容について、令和2年10月16日及び11月10日に、おのおの午後1時30分から2度にわたり委員全員出席の下、協議、検討を行い、慎重審議した。

5、審査結果。2請願第3号については、不採択とすべきものと決定した。

6、審査意見。本請願は、新型コロナウイルス感染症対策として20人前後の少人数学級とする趣旨であり、その次の理由として、学校は一人一人の子どもとじっくり向き合い、悩みに耳を傾け個別指導をすることが大切であり、少人数学級が望ましいとする趣旨であると捉えた。新型コロナウイルス感染症対策は、少人数学級で対応すべきものではなく、現れた事象の中で対策を講じるべきであり、今後の見通しのつかないコロナ対策のために20人の少人数学級とする本請願を採択することはできないと結論づけて不採択とした。

なお、教育現場に多くの声がある少人数学級の推進については、趣旨を踏まえ、委員全員が賛成であることを申し添える。

以上が審査報告であります。委員会で討議した内容や県内の対応、全国的な状況を口頭

で若干説明させていただきます。委員会で議題となった最大の項目は、町内、県内、全国的に見ても、小中学校の感染防止への取組の成果もあって、教室内でのクラスターが発生していないということ、これは20人学級とは直接関わっていないという意見が多くありました。

また、周辺4市町の状況を確認しましたら、雫石町と滝沢市は採択しており、盛岡市は不採択、紫波町には請願が届いていないと、そのときの状況でありましたが、今日の新聞を見ますと、昨日会議の中では委員会に付託ということが書いてありました。また、県内の議会状況は、我々が継続審議中の時期ではありましたが、県議会を含め16議会が採択、盛岡市議会など5議会が不採択。当時我々も継続でありました矢巾町を含めた3つの議会が継続審議中であり、残りの紫波町など含めた10議会は、10月末までに提出したいとのことでありました。

また、全国的では、11月14日現在ですが、16道県議会が採択、534市町村議会が採択、また山梨県では、知事の選挙公約により、来年度、令和3年から随時25人学級に移行することのことで、まず小学校1年生を令和3年から、4年からは小学2年生という形に随時拡大するそうです。ご存じのように、岩手県でも現在文科省では40人学級であります、35人学級で運用されております。これは、平成18年に岩手県が35人学級とすべく取り組んで、平成30年に12年以上かけてやっと県内定着を図られている状況であります。

それから、2年ほど前には40人学級を30人の少人数学級に目指す請願がありましたが、教育環境の変化により、今の教育現場の多くの教師の声は、25人程度の少人数学級が望ましいと変わってきているようであります。

以上、状況等をお話しさせていただきましたが、これで終わります。

○議長（藤原由巳議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

3番、小笠原佳子議員。

（3番 小笠原佳子議員 登壇）

○3番（小笠原佳子議員） 3番、小笠原佳子。ただいま議題となっております2請願第3号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級」の実現を求めることについての請願は、教育民生常任委員長の報告は不採択すべきでした。私は、原案に反対の立場で



討論いたします。

新型コロナの感染防止対策として、少人数学級にするについてですが、1学級当たりの人数が多い都市部の学校においても教室での感染が頻発していないこれまでの状況から、学級規模と感染との因果関係が医学的に明確になっておりません。感染防止対策を各学校で工夫し、対応されていることが功を奏していると思われまます。マスク着用、飛沫防止、手洗い、換気、加湿等、コロナ対策を万全に実施するかにかかっております。新型コロナ感染防止対策として緊急に教員の増員や教室をいきなり増やすことは不可能であり、莫大な費用がかかります。全国知事会、市長会、町村長会から緊急提言で少人数編成を可能とする教育の確保が出されております。

また、閣議決定されました2020骨太の方針においても全ての子どもたちの学びを保障するため、少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的整備は、ICTの活用など新しい時代の環境の整備について関係者間で丁寧に検討することが盛り込まれております。自民党の教育再生実行本部からも30人学級の実現へ義務標準法改正を求める決議が提出されるようです。公明党といたしましても、財源確保を勘案しながら全国において計画的な30人以下学級の少人数学級の編成に向けた教職員定数の改善を文部科学大臣に申し入れております。

以上の理由で請願を不採択することに賛成いたします。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論ございませんか。

13番、川村よし子議員。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。私は、次の3点からこの請願に賛成の立場で討論をいたします。

第1の柱は、子どもの現状です。長期の休校を経た子どもたちの状態は、手厚い教育、柔軟な教育を求めています。今の子どもたちの状態の特徴の一つは、学びの遅れと格差です。休校中の学校は、課題プリントを配りましたが、先生や友達とのやり取りもなく、習っていないところを一人で学ぶのは無理がありました。保護者が教えられるかどうか、塾に通えるとか、ネット環境の有無など、これまでとは違う深刻な格差が生まれています。

もう一つは、不安とストレスです。子どもたちの多くは、学校が始まってうれしいと思って登校しましたが、その一方で、コロナのことを考えると嫌だ、集中できない、すぐいららしてしまうなど、不安やストレスを抱えています。こうした状態は、明らかに手厚い教育、

柔軟な教育を求められています。手厚い教育というのは、学習が遅れた子どもへの個別の手当てという点でも、心のケアを丁寧に行うという点でも体制が手厚いということが必要です。柔軟な教育というのは、学習指導要領と優先させる授業を詰め込むのではなく、子どもの成長を優先させ、学習とともに、子どもたちの人間関係の形成、遊びや休憩のバランスよく保障することです。これは、子どもの権利条約にもあります。

そして、菅政権が話しています新しい生活様式との矛盾です。第2の柱、学校での新型コロナウイルス感染症対策が重大な矛盾に直面しています。新型コロナウイルスは、したたかなウイルスで長期に共存しなければなりません。そのための、共存のための新しい生活様式の模索と定着が今の社会に必要とされています。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の5月14日の新しい生活様式の実践例では、一人一人の基本的感染症対策として身体的距離の確保が人と人の間隔が2メートル、そしてそれが学校では最低1メートル開ける。また、2つ目は、マスクの着用、3つ目が手洗いの3点を挙げました。これは、感染経路の中心は、飛沫感染及び接触感染と考えられます。閉鎖空間において、近距離で多くの人と会話するなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあります。発症前2日の方や、無症状の者からも感染の可能性があること。人と人との距離を確保したことにより、大幅に感染リスクが下がるという今回のウイルスの特徴を考えると、合理的な判断です。人と人との距離の確保が感染リスクを大幅に下げる。だから、身体的距離の確保が新しい生活様式の筆頭となっているわけです。

ところが、国の制度は40人学級でその下での地方独自の30人から35人など、それぞれの地方自治体で取組がなされています。国で、教育研究者の中には、1クラス20人だと、最低1メートルはクリアできるが、40人だと1メートルも確保できないと示しています。これは抜き差しならない矛盾です。政府として最低1メートル、人と人の距離を開けることを新しい生活様式、テレビの報道をしたり、スーパーのレジでの距離と無関係なのが学校の現場です。コロナ前と同じような学校の生活、国は40人学級はレベル1の地域のことで、感染レベルが上がればそうしないと言いますが、レベル1でも身体的距離を取ることにしているのです。言い訳になりませんが、これは本当に国の矛盾をあからさまにしていた子どもたちの中にもそういう矛盾を考える方もおります。

地球規模の乱開発とか、グローバル化の中で新たなウイルスが伝播する頻度が高まっており、今の事態が収束すればおしまいということではありません。新たなウイルスが出てくる可能性もあります。子どもたちは群れで遊び、育ち、そして成長します。いつでも、どこで

も身体的距離を求めては、心がコロナにかかってしまいます。一日中授業で座る居場所ぐら  
いは、身体的距離の保障を目指すのが大人としての責任ではないでしょうか。

そういうことで第3の柱は、教員10万人を増やすこと、そして教育条件整備、学習指導要  
領の弾力化、そして少人数学級を子どもたちにプレゼントすることではないでしょうか。

以上から請願に賛成の立場で討論しました。よろしく申し上げます。

○議長（藤原由巳議員） 他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。2請願第3号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人  
数学級」の実現を求めることについての請願について起立により採決します。

本請願に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立少数であります。

よって、2請願第3号は、不採択とすることに決定しました。

---

日程第4 発議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 日程第4、発議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等  
に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

5番、村松信一議員。

（5番 村松信一議員 登壇）

○5番（村松信一議員） 発議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本年10月の人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与  
に関する法律の改正を踏まえ、議会の議員の期末手当に関し、所要の改正をするものであり  
ます。

その改正内容であります。本町の議会の議員の期末手当の支給月数を1.7か月分から1.  
65か月分と0.05か月分引き下げる改定を行うものであります。議員各位のご賛同をお願い申

し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原由巳議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第6号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、発議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第82号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部  
を改正する条例について

- 議長（藤原由巳議員） 日程第5、議案第82号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

- 町長（高橋昌造君） 議案第82号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本年10月に人事院が国家公務員の給与改定に関する勧告を行い、それに基づき、国が特別職の国家公務員の給与に関する法律を改正することを踏まえ、町長等の特別職の期末手当に関し、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。国においては、官民格差に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、特別職の国家公務員の期末手当の支給を引き下げることから、町長等の特別職の期末手当の支給月数を1.7か月分から1.65か月分と0.05か月分を引き下げる改定を行う

ものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第82号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第83号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（藤原由巳議員） 日程第6、議案第83号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第83号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本年10月に人事院が国家公務員の給与改定に関する勧告を行い、それに基づき、国が一般職の国家公務員の給与に関する法律を改正することを踏まえ、本町の一般職の職員、会計年度職員及び任期付職員の給与に関し、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。国においては、官民格差に基づき期末手当の支給月数を1.3か月分から1.25か月分と年間0.05か月分を引き下げることにより、本町の一般職の職員等の期末手当の支給月数を引き下げる改定を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点質問させていただきます。今回の改定で、給料表で初任給というか、高卒で入った方、そしてずっと経験年数を重ねた方、どのくらいの差があるのか、大体教えていただきたい、改定でどのくらいの差があるのか教えていただきたいと思います。

特にも、新卒で入った方、それから子どもを育てている方、家を新しく新築したローンとか、そういう方たちもいると思いますけれども、今コロナで疲弊している中で、そういう方たちにはどのように配慮しているのかお伺いします。

○議長（藤原由巳議員） 藤原総務課長。

○総務課長兼防災安全室長（藤原道明君） ただいまのご質問ですけれども、初任の1年目とか、それから私のような30年以上の者との差ということに関しましては、ちょっと手元には資料ございませんが、本当に大ざっぱな話で言いますと、初任の者は20万円は下回る月額になりますし、管理職級になりますと30万円を上回るような形になっていますので、今回の改定は、期末手当を0.05か月ということですので、まさしく先ほどお話ししたような程度の差が、そのまま0.05を掛けた分が形になって金額が算定されるものと思います。

それから、コロナ禍に対しての何らかの配慮はというふうなことでございますが、これにつきましては、国家公務員の人事院の勧告というのは、民間との差を調整するという機能において、このように0.05下げるという結果が現れたものでございますので、コロナに関してのものはまた直接は関係しないというふうな内容になってございますので、何か配慮はということ、この中ではございません。

以上です。

○議長（藤原由巳議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 人事院の勧告という答弁でございましたけれども、私は人事院の勧告によって、ますますコロナ禍と一緒に景気が悪くなると思います。特に矢巾町で

は、公務員の方たちが多いです。その方たちが何千人いるか分かりませんが、そういう方たちがみんなこういうふうな人事院の勧告ということでなると、景気がますます悪くなるとは思いますが、そのことはどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤原由巳議員） 町の職員以外のことですか。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 町の職員以外は把握しておらないと思います。ここは矢巾町の職員の今一部改正案ですので、ご理解いただけました。職員については、さっき答弁ありましたね。今の質問は全体的なこと、国会議員みたいな質問なのですが、それにはちょっと多分答弁は難しいと思います。よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第83号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第84号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（藤原由巳議員） 日程第7、議案第84号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第84号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、議案第82号及び議案第83号でご可決賜りました一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に基づき、特別職及び一般職の職員の期末手当に係る予算を補正するものであります。

歳入につきましては、18款繰入金の財政調整基金繰入金を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、特別職給与費及び教育長給与費、各款の一般職員給与費を減額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ381万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億4,928万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長（吉岡律司君） 議案第84号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）の詳細について説明いたします。

11ページをお開き願います。歳入補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。

歳入、18款繰入金、2項基金繰入金381万1,000円の減。こちらは、特別職及び一般職の職員の給与額の改定により、歳出が減額になったことにより、財政調整基金繰入金を減額する内容となっております。これによりまして、年度末の財政調整基金残高は5億3,716万円となります。

15ページにお進み願います。歳出補正の説明です。今回お願いいたします15ページ、1款議会費、1項議会費から20ページの10款教育費、5項保健体育費までの補正額、合計381万1,000円の減は、人事院勧告による国家公務員の給与改定に伴い、国の特別職及び一般職の給与が改定されたことによります。これに準拠し、本町の職員の給与額を改定することによるものとなっております。

なお、歳出で減額のあった金額は、歳入で説明いたしましたとおり、同額381万1,000円を財政調整基金繰入金から減額しております。

以上で議案第84号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。



す。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

10番、昆秀一議員。

○10番(昆 秀一議員) 18ページの道路橋梁総務費が増額になっている理由をお知らせください。

○議長(藤原由巳議員) 吉岡企画財政課長。

○企画財政課長兼未来戦略室長(吉岡律司君) こちらにつきましては、人事異動による異動の分となっております、その分が増額となっております、その給与の増減があったということではなくて、人事異動に伴うものとなっておりますので、ご了承いただければと思います。

○議長(藤原由巳議員) よろしいですか。

他に質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) それでは、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原由巳議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第84号 令和2年度矢巾町一般会計補正予算(第8号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原由巳議員) 起立多数であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第85号 令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算(第2号)  
について

○議長（藤原由巳議員） 日程第8、議案第85号 令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由及び詳細説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第85号 令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち支出の第1款水道事業費用の営業費用を292万1,000円増額補正して、総額を6億2,023万3,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の第1款資本的収入の負担金を4万円減額補正して、総額を2,317万円とし、支出の第1款資本的支出の建設改良費を246万4,000円減額補正して、総額を5億5,663万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） 議案第85号 令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明いたします。

なお、詳細は、補正予算明細書で行いますので、6ページをお開き願います。令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算明細書（第2号）を款、項及び詳細を説明いたします。

収益的収入及び支出の支出ですが、1款水道事業費用、補正予定額は292万1,000円、1項営業費用同額です。内訳は、総係費において、人事院勧告及び現在の職員構成に整合させることによる給料等の増額であります。

続きまして、資本的収入及び支出の収入ですが、1款資本的収入、補正予定額は△4万円、1項負担金同額です。内訳は、他会計負担金となります。

次に、支出ですが、1款資本的支出、補正予定額は△246万4,000円。1項建設改良費同額です。内訳は、第3次拡張事業費において人事院勧告及び現在の職員構成に整合させることによる給料等の減額です。

なお、職員構成につきましては、4ページの1項の総括表、こちらのほうに示しております。合計で1名の減となっております。

以上で議案第85号 令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わ

ります。よろしくお願ひいたします。

- 議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第85号 令和2年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第86号 令和2年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）  
について

- 議長（藤原由巳議員） 日程第9、議案第86号 令和2年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

- 町長（高橋昌造君） 議案第86号 令和2年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち支出の第1款公共下水道事業費用の営業費用を16万8,000円増額補正して、総額を7億6,983万9,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出の第1款公共下水道資本的支出の建設改良費を138万2,000円減額補正して、総額を3億8,642万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原由巳議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） 議案第86号 令和2年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明いたします。

なお、詳細は、補正予算明細書で行いますので、6ページをお開き願います。令和2年度矢巾町下水道事業会計補正予算明細書（第2号）を款、項及び詳細を説明いたします。

収益的収入及び支出の支出ですが、1款公共下水道事業費用、補正予定額は△16万8,000円、1項営業費用同額です。内訳は、総係費において、人事院勧告による給与、賞与引当金繰入額の減額が主な内容です。

続きまして、資本的収入及び支出の支出ですが、1款公共下水道資本的支出、補正予定額は△138万2,000円、1項建設改良費同額です。内訳は、管渠建設改良費において、人事院勧告による給料、手当、法定福利費の減額であります。

以上で議案第86号 令和2年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤原由巳議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原由巳議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第86号 令和2年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原由巳議員） 起立多数であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（藤原由巳議員） 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして令和2年矢巾町議会定例会11月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午前 10 時 50 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員